

区分	種目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2025年 1月	2025年 2月	2025年 3月
実技教習	クレーン・デリック運転士（クレーン限定） （つり上げ荷重5t以上）	15～20 （月～土）	13～18 （月～土）		8～13 （月～土）	26～31 （月～土）		7～12 （月～土）	25～30 （月～土）	16～21 （月～土）	20～25 （月～土）		17～22 （月～土）
	移動式クレーン運転士 （つり上げ荷重5t以上）	1～6 （月～土）				19～24 （月～土）				2～7 （月～土）			
技能講習	車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転 （機体質量3t以上）	15～19 （月～金）	20～24 （月～金）		8～12 （月～金）	5～9 （月～金）	9～13 （月～金）	7～11 （月～金）	25～29 （月～金）	16～20 （月～金）	20～24 （月～金）	17～21 （月～金）	17～21 （月～金）
	車両系建設機械（解体用）運転 （機体質量3t以上）	22 （月）		27 （木）		10 （土）		18 （金）		23 （月）		25 （火）	
	車両系建設機械（基礎工事用）運転 （機体質量3t以上）		7～10 （火～金）										
	不整地運搬車運転 （最大積載量1t以上）		27～28 （月～火）				2～3 （月～火）						13～14 （木～金）
	高所作業車運転 （作業床の高さ10m以上）	24～25 （水～木）	22～23 （水～木）	24～25 （月～火）	22～23 （月～火）	22～23 （木～金）	24～25 （火～水）	24～25 （木～金）	18～19 （月～火）	25～26 （水～木）	30～31 （木～金）	25～26 （火～水）	24～25 （月～火）
	小型移動式クレーン運転 （つり上げ荷重5t未満）		15～17 （水～金）	26～28 （水～金）		8～10 （木～土）	17～19 （火～木）		19～21 （火～木）	23～25 （月～水）		12～14 （水～金）	24～26 （月～水）
	床上操作式クレーン運転 （つり上げ荷重5t以上）		4/30～5/2 （火～木）				25～27 （水～金）					5～7 （水～金）	
	玉掛け （つり上げ荷重1t以上）	8～10 （月～水）	20～22 （月～水）	17～19 （月～水）		7/31～8/2 （水～金）	4～6 （水～金）		10/30～11/1 （水～金）	9～11 （月～水）		3～5 （月～水）	2/27・28→3/3 （木・金→月）
	フォークリフト運転 （最大荷重1t以上） ※赤字は休日講習	2～5 （火～金）	7～10 （火～金）	11～14 （火～金）	16～19 （火～金）	19～22 （月～木）	17～20 （火～金）	9/30～10/3 （月～木）	11～14 （月～木）	2～5 （月～木）	14～17 （火～金）	17～20 （月～木）	10～13 （月～木）
	ショベルローダー等運転 （最大荷重1t以上）												
はい作業主任者			17～18 （月～火）					16～17 （水～木）				19～20 （水～木）	
セット講習	小型移動式クレーン運転（つり上げ荷重5t未満）＋ 玉掛け（つり上げ荷重1t以上）セット講習	22～26 （月～金）			1～5 （月～金）			15～19 （火～土）			6～10 （月～金）		
	玉掛け（つり上げ荷重1t以上）＋ クレーン運転特別教育（つり上げ荷重5t未満）セット講習		27～31 （月～金）					21～25 （月～金）			27～31 （月～金）		
特別教育	クレーン運転 （つり上げ荷重5t未満）		4/30～5/1 （火～水）	20～21 （木～金）	25～26 （木～金）	20～21 （火～水）	19～20 （木～金）		14～15 （木～金）	12～13 （木～金）	23～24 （木～金）		27～28 （木～金）
	小型車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転 （機体質量3t未満）	11～12 （木～金）			29～30 （月～火）			28～29 （月～火）				10・12 （月・水）	
	ローラー運転 （無制限）	8～9 （月～火）			23～24 （火～水）				18～19 （月～火）				
	高所作業車運転 （作業床の高さ10m未満）		13～14 （月～火）				25～26 （水～木）					13～14 （木～金）	
	フォークリフト運転 （最大荷重1t未満）			25～26 （火～水）					20～21 （水～木）				
	巻上げ機（ウインチ）				25～26 （木～金）						8～9 （水～木）		
	ロープ高所作業			21 （金）			30 （月）						4 （火）
	フルハーネス型墜落制止器具使用作業	1 （月）		20 （木）		10 （土）		4 （金）		12 （木）		21 （金）	
	伐木等の業務（チェーンソー）	25～27 （木～土）			25～27 （木～土）				10～12 （木～土）		16～18 （木～土）		
	安全衛生教育	刈払機取扱作業安全衛生教育	19 （金）		3 （月）		26 （月）		9 （水）		6 （金）		27 （木）
フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育							6 （金）						21 （金）
はい作業従事者安全教育								15 （火）					
振動工具（チェーンソー以外）取扱作業安全衛生教育								24PM （火）					14PM （金）
丸のこ等取扱作業従事者安全衛生教育								24AM （火）					14AM （金）

※月別講習計画の他にも1講習10名程度の受講者により特別教育や出張講習も実施可能ですので、お気軽にご相談ください。なお、出張講習の場合は、受講料及び教材費とは別に、移動等のための諸費用を一部負担していただくことになります。